

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年4月3日

鳥取県知事 平井伸治

1 業務の概要

(1) 業務名

鳥取県立美術館開館500日前記念イベント業務

(2) 業務内容

鳥取県立美術館開館500日前記念イベント業務委託プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）の別添1鳥取県立美術館開館500日前記念イベント業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

(4) 予算額

金7,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる単独事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有する者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営に登録されている者であること。

ウ 令和5年4月3日（月）から同月26日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 令和5年4月3日（月）から同月26日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 令和5年4月3日（月）から同月26日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

カ この公募型プロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同事業者による参加

構成員が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業者による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 共同事業体のすべての構成員が、法人格を有すること。
- イ 共同事業体の構成員のうち、いずれかの者が上記（１）のイの条件を満たしていること。
- ウ 共同事業体の全ての構成員が上記（１）のア及びウからオまでの要件を全て満たしていること。
- エ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独事業者又は他の共同事業体の構成員でないこと。

3 審査会の設置

- （１）別添２鳥取県立美術館開館５００日前記念イベント業務プロポーザル選考審査要領に基づき、企画提案書を審査するため、「令和５年度鳥取県基幹的情報発信業務プロポーザル選考審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。
- （２）審査会は５名以上で構成する。
- （３）審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する

4 選定方法

- （１）審査は、審査会を開催し、あらかじめ提出された書類、プレゼンテーション及び質疑応答を受けて、別添２「鳥取県立美術館開館５００日前記念イベント業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員が個別に審査採点（１００点満点）し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。
- （２）（１）により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続き等

- （１）書類の提出先及び問合せ先

〒６８２－０８１６ 鳥取県倉吉市駄経寺町２１２－５

鳥取県教育委員会事務局美術館整備局美術館整備課

電話：０８５８－４７－３０１１

ファクシミリ：０８５８－４７－３０２２

電子メール bijyutsukan-seibi@pref.tottori.lg.jp

- （２）プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

プロポーザル実施要領及び仕様書等は、令和５年４月３日（月）から同月２６日（水）までの間にインターネットの鳥取県教育委員会事務局美術館整備局美術館整備課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/bijyutsukanseibi/>）から入手するものとする。

6 参加申込及び企画提案書の提出

- （１）参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和５年４月１４日（金）午後５時１５分までに、プロポーザル実施要領５（１）による参加表明書等を５（１）の場所に持参又は郵送により提出すること。なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分までの間に限り受け付ける。また、郵送の場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、令和５年４月１４日（金）午後５時１５分までに到着したものに限り受け付けるものとする。また、併せて郵送したことを電話連絡すること。

- （２）企画提案書の提出

（１）の参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、令和５年４月２６日（水）午後５時１５分までにプロポーザル実施要領７（１）に記載する企画提案書等を作成の上、５（１）の場所に持参又は郵送により提出すること。なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前８時３０分から午後５

時15分までの間に限り受け付ける。また、郵送の場合は、簡易書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）とし、令和5年4月26日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付けるものとする。

7 企画提案のプレゼンテーション

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。

- (1) プレゼンテーション日時 令和5年5月上旬（参加者に後日通知する。）
- (2) プレゼンテーション場所 鳥取県倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心内
（参加者に後日通知する。）
- (3) プレゼンテーション持ち時間等 30分程度
企画提案書等の説明（20分程度）、質疑応答（10分程度）
- (4) 使用機器等
プロジェクター及びスクリーンは、委託者が会場に準備する。その他、プレゼンテーションに必要な物は参加者が準備すること。
- (5) その他
企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。
なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

8 契約の締結

4（2）により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4（2）により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

情勢により契約締結前に本催事が中止となった時は、契約の締結に至らない場合がある。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

- (1) 企画提案書の無効
2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。また、次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
 - イ 6（1）の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合
 - ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- (2) 参加費用等
企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書の取扱い
提出された書類はいかなる場合でも返却しない。
なお、委託者に提出された書類は鳥取県情報公開条例（令和12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(4) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 委託者は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(5) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

(6) その他

詳細は、プロポーザル実施要領による。